

群馬県立女子大学附属図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号）第9条の規定に基づき、群馬県立女子大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 附属図書館は、本学の学生（大学院生、研究生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生を含む。）及び教職員の学術的な調査研究に資するために、図書及びその他資料の収集管理を行うとともに、これらを県民等に公開することで地域文化の向上発展に貢献することを目的とするものとする。

(附属図書館長)

第3条 附属図書館に、附属図書館長を置く。

2 附属図書館長の選考及び任命に関し必要な事項は、別に定める。

(業務)

第4条 附属図書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 附属図書館の運営と利用に関すること
- (2) その他附属図書館長が必要と認めること

(運営委員会)

第5条 附属図書館の運営と利用に関する事項を審議するため、群馬県立女子大学附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。